

VITA(ヴィータ)ふれあいまつり実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、VITA ふれあいまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 実行委員会の事務局は、多摩市立関戸公民館に置く。

(目的)

第3条 地域で活動しているグループ・団体間のネットワークを作り、あらたに地域活動に参加するきっかけも提供し、市民のふれあいを深め、地域・グループの活動が活性化するため VITA ふれあいまつりを開催する。

(事業)

第4条 実行委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) VITA ふれあいまつり事業の企画、運営
- (2) 運営活動をとおしての参加者相互の交流

(組織)

第5条 実行委員会は、この事業の目的に賛同する個人および団体をもって構成し、役員を設置する。

(役員構成)

第6条 実行委員会には次の役員を置くことができる。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人以内
- (3) 幹事 2人
- (4) 監査 1人

(役員の任務)

第7条 実行委員会の役員の任務は次のとおりとする。

- 2 委員長は実行委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときその職務を代行する。
- 4 幹事は事務を管理、執行する。
- 5 監査は事務を監査し、報告する。

(役員の任期)

第8条 実行委員会における役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

付則 この規約は令和4年1月28日から施行する。